

1 案件

(1) 委員長及び副委員長の選出について

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会の一部委員の変更及び任期の更新（新任期：令和2年5月21日から令和4年5月20日まで）に伴い、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例第5条第1項の規定に基づき、同委員会の委員長及び副委員長について、委員の皆様の互選により選出するものです。

なお、本来であれば、まず委員の皆様の御意見をお伺いし、互選により委員長及び副委員長を選出すべきところでございますが、書面会議という形をとらざるを得ない中で、今回につきましてはあらかじめ事務局による案を提示させていただき、それに対する御意見等をお伺いすることにより、互選と致したいと考えておりますので、御理解、御了承をお願い申し上げます。

【委員長及び副委員長（事務局案）】

1 委員長

横田 勇 委員

2 副委員長

星野 一郎 委員

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例（抜粋）

（委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

1 案件

(2) 施設整備専門部会及び事業者選定専門部会の設置について

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会の一部委員の変更及び任期の更新（新任期：令和2年5月21日から令和4年5月20日まで）に伴い、従来設置していた次の専門部会について、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例第7条の規定に基づき、引き続き設置させていただくものです（名称及び所掌事項に変更はありません）。

なお、各専門部会の部会員及び部会長については、同条第2項及び第3項の規定に基づき、先の案件1(1)において選出された委員長が指名いたします。部会員及び部会長が決定しましたら、書面会議の結果と併せてお知らせします。

【設置する専門部会（継続）】

1 施設整備専門部会

所掌事項

- (1) ごみ中間処理施設の整備全般に関すること

2 事業者選定専門部会

所掌事項

- (1) ごみ中間処理施設の整備運営事業者選定に関すること

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例（抜粋）

（専門部会）

第7条 委員会は、専門の事項について調査研究の必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 専門部会の名称及び所掌事項は、委員会において別に定める。
- 6 部会長は、専門部会で検討した事項について、必要に応じて委員会に報告しなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第167条の10の2

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会条例

〔平成25年8月27日〕
〔 条 例 第3号 〕

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設のうち新たに建設するごみ中間処理施設(以下「新施設」という。)の整備に係る諸事項について調査研究及び検討をするため、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、厚木愛甲環境施設組合管理者(以下「管理者」という。)の求めに応じ、新施設の施設整備方針等について調査研究及び検討を行い、管理者に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項について調査研究の必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 専門部会の名称及び所掌事項は、委員会において別に定める。

6 部会長は、専門部会で検討した事項について、必要に応じて委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木愛甲環境施設組合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(6) ごみ中間処理施設整備検討委員会の委員

別表に次のように加える。

6	ごみ中間処理施設整備検討委員会の委員	委員長(部会長を含む。)	日額	8,800円 (学識経験者にあつては、25,000円)
		委員	日額	7,800円 (学識経験者にあつては、24,000円)